構造等の基準

政令第７条第２号　乾燥施設

|  |  |
| --- | --- |
| 構造等の基準 | 計画 |
| 規則第12条第１号  自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。 |  |
| 規則第12条第３号  産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。 |  |
| 規則第12条第４号  産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。 |  |
| 規則第12条第５号  著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。 |  |
| 規則第12条第６号  施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。 |  |
| 規則第12条第７号  産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。 |  |
| 規則第12条の２第３項(天日乾燥施設を除く。)  施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。 |  |
| 規則第12条の２第４項第１号(天日乾燥施設に限る。)  天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料が用いられていること。 |  |
| 規則第12条の２第４項第２号(天日乾燥施設に限る。)  天日乾燥床の周囲には、地表水の天日乾燥床への流入を防止するために必要な開渠その他の設備が設けられていること。 |  |